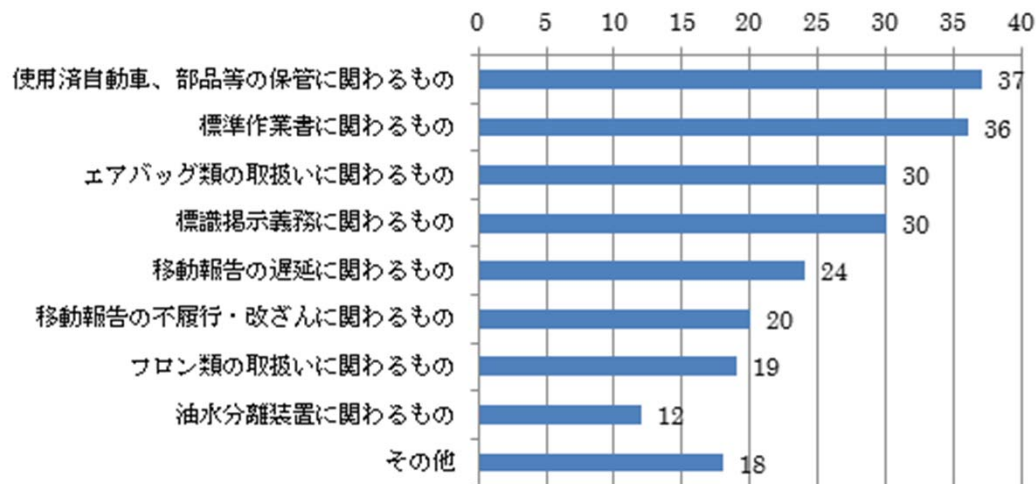


不法投棄・不適正処理への対応 について

関連事業者による不適正処理の状況

- 平成25年度、26年度に国から自治体に対し、全国一斉立入検査を要請。全国での自治体において、989(25年度)、1,131(26年度)の事業所に対して立入検査を実施。その結果、全国で204事業者が何らかの法令違反又は不適正な取扱いを行っていることを確認。
- ※ 実施に当たっては、(一社)自動車再資源化協力機構及び(公財)自動車リサイクル促進センターの協力を得つつ、国において法令違反の蓋然性が高いと思われる事業者の特徴など、一定の調査対象選定の考え方を示した上で、各都道府県等が管内の状況を踏まえ、優先順位をもって対象業者を選定。法令違反がある場合には、指導・勧告等の行政措置を適格に実施。

全国一斉立入検査において発覚した
主な法令違反又は不適正な取扱い



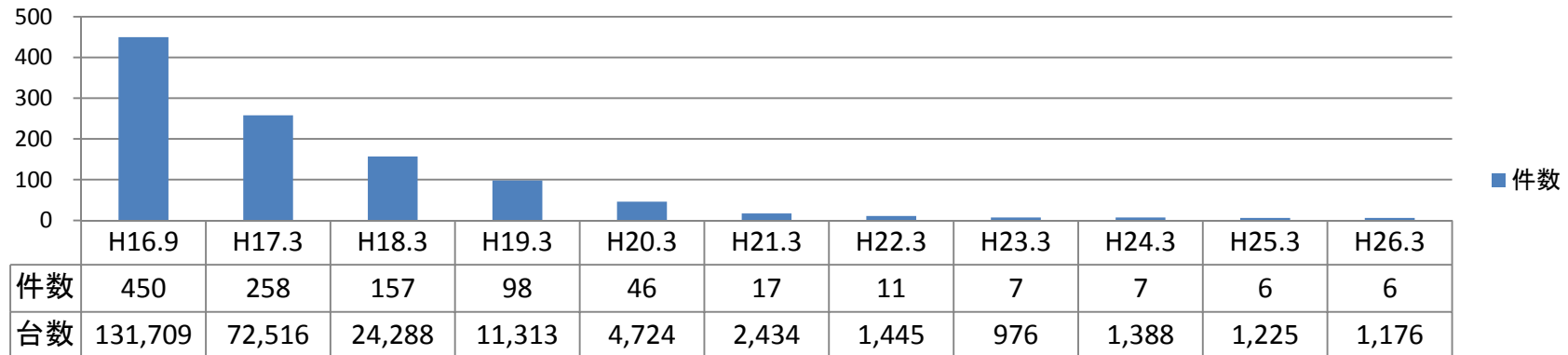
法令違反又は不適正な取扱いが見られた
事業者の特徴の例

- ・フロン類回収工程における1台当たり回収量が著しく低い者
- ・遅延報告多発業者(※)
- ・エアバッグ類の未回収率が高い事業者

※ 関連事業者が、法で定められた期限内に電子マニフェストを用いた移動報告を行わない場合、自治体に対して「遅延報告」として自動車リサイクルシステムから通知されることになっており、「遅延報告多発業者」とは、頻繁に自治体に対して遅延報告が通知されている業者のことをいう。

大規模(100台以上)不適正保管・不法投棄事案の状況

1. 大規模事案の件数・台数の推移



2. 平成25年度末時点の大規模事案の所在地・台数

自治体	所在地	状態	台数	保管・投棄時期	現在の状況
北海道	幕別町内	不適正保管 (※1)	400	法施行前又は不明	現状において撤去の見通しは立っていないが、今後も自治体において撤去の方法について検討を実施
青森県	おいらせ町内	不適正保管 (※2)	195	法施行前又は不明	自治体において関係機関と共同で指導を繰り返し実施
福島県	白河市内 (本沼地区)	不適正保管 (※2)	113	法施行後	現在、自主撤去中
	白河市内 (観音前地区)	不適正保管 (※1)	173	法施行後	現在、自主撤去中
茨城県	北茨城市内	不適正保管 (※2)	100	法施行前又は不明	自治体において状況把握に向けた検討中
徳島県	阿波市内	不適正保管 (※1)	195	法施行後	自治体において現在指導を継続中であり、進捗が滞る場合は改善命令や告発を検討

※1 中古車と使用済自動車の判別がつかない物などを含む

※2 使用済自動車の野積みなど、明確に法令に違反している状態のもの

不法投棄対策支援事業の活用状況

- 自治体による不法投棄車両等の処理に対する支援制度としては、自動車製造業者等の寄付による路上放棄車処理協力事業(路放協事業)と法に基づく指定再資源化機関(JARC)による不法投棄対策支援事業(支援事業)があったが、路放協事業は平成22年に廃止され、現在は支援事業に一本化。
- 自治体による支援事業の活用見込みについては、定期的にJARCが自治体に聞き取り等を実施。原因者による撤去を指導中のものが大半であり、活用見込みは少ない。
- 支援事業の活用実績が少なく、また、不法投棄事案の多くを占める中小規模事案についての活用がなかったことから、平成24年度に事務手続の簡素化を図っている。

【支援事業の活用見込み】

調査年月	H25.12	H26.12
事案を有する自治体	69	59
事案に対する支援事業の活用見込み	1	0

【支援事業の活用見込みが無い理由】

調査年月	H25.12	H26.12
原因者を指導中	66%	57%
詳細調査中	21%	24%
原因者が撤去処理中	8%	9%
生活環境保全上支障のおそれがない	5%	3%
公費により撤去	0%	1%
その他(小規模のため代執行不要など)	0%	6%

【不法投棄対策支援事業の活用実績】

出えん先自治体	北海道札幌市	鹿児島県奄美市	富山県滑川市
実施期間	平成19年11月1日 ～ 12月15日	平成20年1月7日 ～ 2月14日	平成25年7月22日
投棄場所	札幌市清田区清田	奄美市名瀬大字知名瀬及び根瀬部	滑川市大日
投棄物の種類	使用済自動車 解体自動車等	使用済自動車 解体自動車等	使用済自動車
投棄物の重量/台数	199.6t	330.0t	1台
処理費用	6,541 千円	14,500 千円	151千円
出えん額	5,233 千円	11,600 千円	121千円

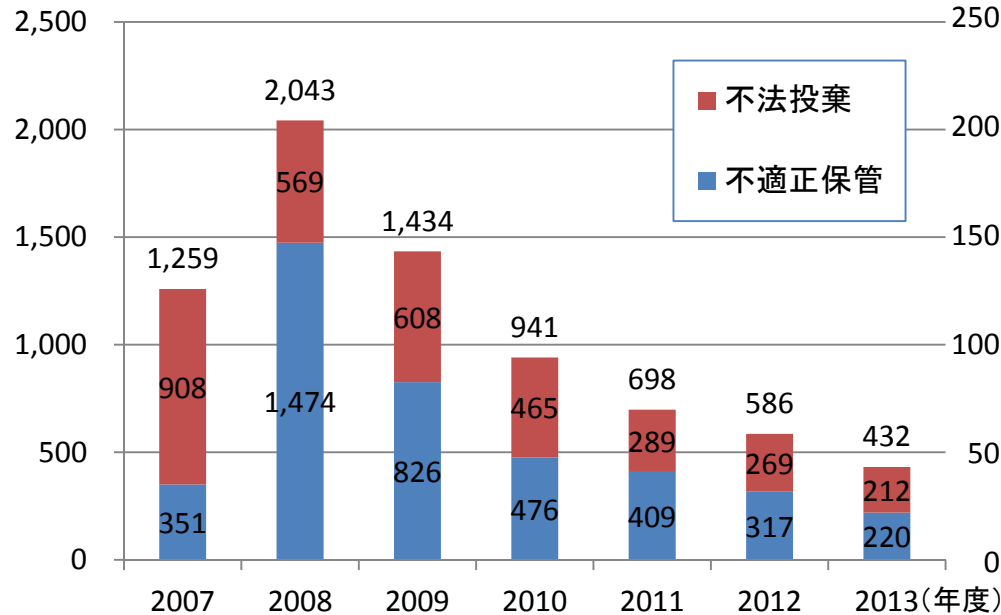
(参考)全国における不適正保管・不法投棄の状況

(平成26年8月21日第32回合同会議資料7)

- 法の施行により、リサイクル料金が前払いとなり、使用済自動車の流通価格が上昇したため、引取業者への適切な引渡しが進み、不適正保管・不法投棄の未然防止が進んだものと考えられる。
- 不適正保管・不法投棄の新規発生台数・残存台数は大幅に減少し、平成25年度に新規発生したのは432台、同年度末における残存台数は7,354台。

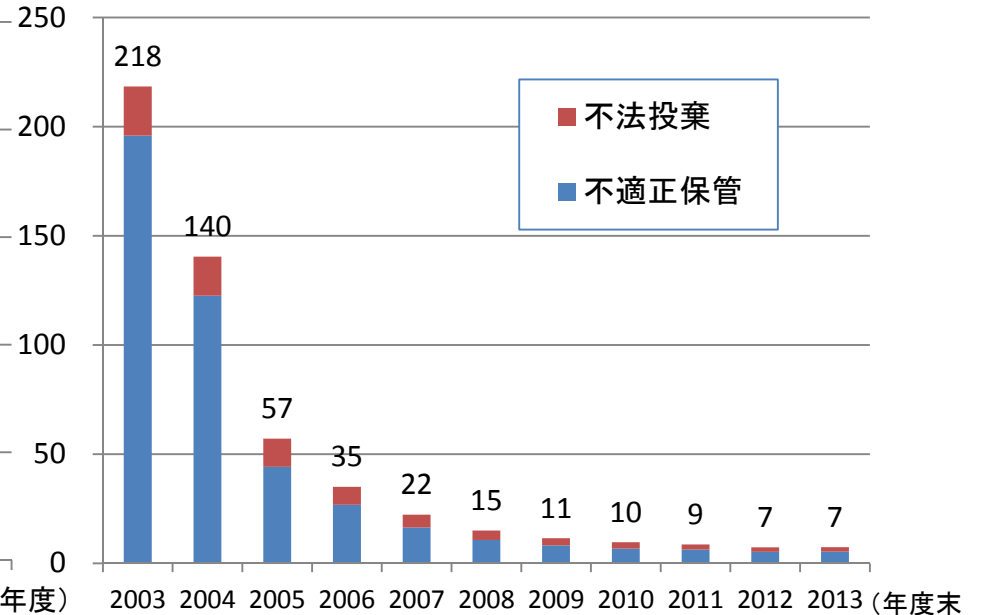
【不法投棄・不適正保管の新規発生台数】

(台)



【各年度末における不法投棄・不適正保管の残存台数】

(千台)



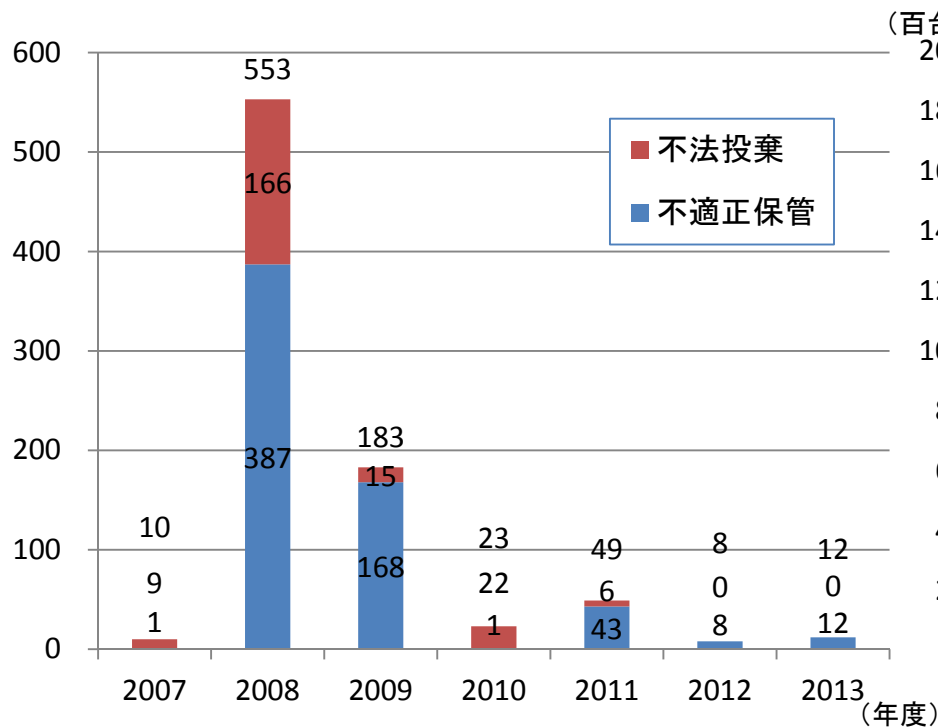
(参考)離島における不適正保管・不法投棄の状況

(平成26年8月21日第32回合同会議資料7)

- 法制定時に大きな問題となっていた、離島における不適正保管・不法投棄についても大幅に減少し、平成25年度に新規発生台数は12台、同年度末における残存台数は645台。

【不法投棄・不適正保管の新規発生台数】

(台)



【各年度末における不法投棄・不適正保管の残存台数】

(百台)

